



## 住宅修理の勧誘にご注意！

消費生活センター ☎ 4433・9078

### アドバイス

◇勧誘されても、その場で契約をしないようにしましょう

◇修理業者から高額なサポート手数料を請求される場合があります。不要ならきっぱり断りましょう

◇訪問販売や電話勧誘販売による契約に該当する場合には、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフできます

※少しでも不安に思った場合は、消費生活センターへご相談ください。

「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか」「ドローンを飛ばして屋根を点検しませんか、保険金請求をサポートします」といった住宅修理サービスの勧誘に注意しましょう。

### ポイント

経年劣化の損害であれば、原則保険支払いの対象にはなりません。「自然災害で住宅が壊れた」などと保険金請求をし、それが嘘だと分かった場合、保険契約が解除され、支払われた保険金の返金を求められる場合があります。

